**【後見人等報酬補助金交付についての手順】　　　　　　R7.6更新**

岐阜市成年後見制度利用支援事業後見人等報酬補助金交付要綱（以下「要綱」という。）により、成年後見人等及び成年後見監督人等（以下「後見人等」という。）の報酬補助金を申請する手順について以下に示すこととする。

**１．補助金の交付申請（後見人等→市）**

　　・「補助金等交付申請書」（様式第１号）

　　・「後見人等報酬補助事業計画書・収支予算書」

　　・要綱第6条に定める交付申請の添付書類

　　　※岐阜市ホームページにも記載してあります。

　　　※療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し等、補助対象者であることを確認できる書類も併せて提出してください。

２．補助金交付決定の通知（市→後見人等）

・「補助金等交付決定通知書」（様式第２号）の送付

**３．補助金の請求書等提出（後見人等→市）**

・「補助金等概算払（前払金）請求書」（様式第６号）

　※補助金等交付決定通知書の写しを添付してください。

　　・被後見人等口座の相手方登録申請書

　　　※岐阜市役所ホームページ掲載（ページ番号：1005592）の申請書を提出、若しくは

「岐阜市オンライン申請総合窓口サイト」の「相手方登録申請」により申請してください。

４．補助金支払（市→後見人等）　※不備のない様式第6号を受領してから1か月半程度

**５．補助金の実績報告を提出（後見人等→市）**

　　※被後見人等口座に振込された補助金により後見人等へ報酬が支払われたことを確認後に提出

　　・「補助事業等実績報告書」（様式第４号）

　　・「後見人等報酬補助事業実績書・収支決算書」

　　・領収書の写し（被後見人等から後見人等へ報酬が支払われたことがわかる書類）

６．補助金確定の通知（市→後見人等）

・「補助金等確定通知書」（様式第５号）の送付

交付申請書、相手方登録等の申請書への住所及び氏名の記載について、成年後見人が申請する場合を例示します。実際の申請等に合わせて後見人等の種別については変更してください。

**【交付申請書等への住所・氏名の記載について】**

１．申請者の住所・氏名の記載について（成年後見人の場合の例）

　・申請者の住所　　成年後見人の住所を記載

　・申請者の氏名　　「成年被後見人　〇〇〇〇　成年後見人　〇〇〇〇」と記載

※住所、氏名の記載はすべて統一してください。

２．被後見人がお亡くなりになられた場合の記載について

・申請者の住所　　後見人等の住所を記載

・申請者の氏名　　後見人等の氏名を記載

※申請者の氏名は、「成年後見人」という言葉は入れず、成年後見人の氏名のみ記載してください。

**【相手方登録申請について】**

　１　個人名・法人名・屋号

　　　　成年被後見人　〇〇〇〇　成年後見人　〇〇〇〇

　２　住所・生年月日

　　　　成年後見人の住所・生年月日

　３　口座番号等

　　　　被成年後見人名義の通帳

※被成年後見人が亡くなっている場合は、成年後見人の氏名、住所、口座で登録してください。